

提出日 年 月 日

氏名	性別	男・女	年 月 日 生
園名・クラス名	園・組		( 歳 ヶ月)

★園における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を園の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに、同意します。

保護者署名:

緊急時連絡先 ※連絡先医療機関は保護者と相談のうえ記載してください。「救急要請」と記載することも可。

★第1連絡者 氏名 電話 病院( )

★第2連絡者 氏名 電話 病院( )

★医療機関名 名称 電話

※以下は主治医(医療機関)におかれまして、現在の状況及び今後1年間を通じて予測される状況等の記載をお願いします。

主治医の氏名	⑩	記載日	年 月 日
医療機関の名称			
病型・治療			
A. 食物アレルギー病型 (食物アレルギーがある場合にのみ記載してください。)			
1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎	2. 即時型		
3. その他(新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー)			
その他:			
B. アナフィラキシー病型 (アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載してください。)			
1. 食物(原因)			
2. その他(医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・)			
C. 原因食物・除去根拠 * 該当食品の番号を○で囲み、除去根拠を次の①～④から選択し、該当する全てを( )内に記載してください。			
【除去根拠】 ① 明らかな症状の既往 ② 食物負荷試験陽性 ③ IgE抗体検査結果陽性 ④ 未採取			
1. 鶏卵 《 》 2. 牛乳 《 》			
5. ビーナッツ 《 》 6. 《 》			
7. 甲殻類(エビ・カニ) 《 》			
9. 魚類(品名)			
11. その他①(品名)			
D. 緊急時に備えた処方箋			
1. 内服薬(拮抗アミン薬、ステロイド薬)	2. アドレナリン自己注射薬「エピペン®」		
3. その他( )			
園での生活上の留意点			
A. 給食・離乳食(おやつを含む)	1. 管理不要	2. 管理必要	
B. アレルギー用調製粉乳	1. 不要	※該当ミルク名( )	
C. 食物・食材を扱う活動	1. 管理不要	2. 原因食材を教材とする活動の制限( )	
3. 調理活動時の制限( )	4. その他( )		
D. その他の配慮・管理事項			

○については、右の表にご記入ください。

医師記入用 <食物アレルギー原因食品記録表>

【様式3】

\*生活管理指導表 (原因食物・除去根拠)

\* 該当食品を○で囲み、除去根拠を次の①～④から選択し、該当する全てを( )内に記載してください。

①明らかな症状の既往 ②食物負荷試験陽性 ③IgE抗体検査結果陽性 ④未採取 ※アレルギーの番号が記載される食品

・卵類、果物類、野菜類は生のみ食べられない場合は「生」、生と加熱が食べられない場合は、「加熱」に○をつけてください。

・調味料・だし・添加物、その他コンタミネーションについてのアレルギー症状がある場合は詳細を記載してください。

分類	食物アレルギー原因食品(該当する食品に○をつけてください)
1 卵類	・鶏卵 ※うすら卵を含む(生・加熱) 《 》
2 乳類	・牛乳(乳製品を含む) 《 》
3、4 穀類	・小麦 ・そば ・その他( ) 《 》
5、6 雑菜類	・ピーナッツ ・くるみ ・カシューナッツ ・ごま 《 》
7 甲殻類	・アーモンド ・その他( ) 《 》
8 果物類	・エビ 《 》 ・カニ 《 》 ・イカ 《 》 ・タコ 《 》 ・その他( ) ※加熱とは缶詰・ジャム等のことです。 ・オレンジ(生・加熱) ・バナナ(生・加熱) ・もも(生・加熱) ・メロン(生・加熱) ・りんご(生・加熱) ・キウイフルーツ(生・加熱) ・いちご(生・加熱) ・柿(生・加熱) ・すいか(生・加熱) ・ぶどう(生・加熱) ・パイナップル(生・加熱) ・梨(生・加熱) ・さくらんぼ(生・加熱) ・みかん(生・加熱) ・ひわ(生・加熱) ・グレープフルーツ(生・加熱) ・その他( ) (生・加熱)
9 魚類	・さば 《 》 ・さけ 《 》 ・いわし(しらす含む) 《 》 ・さんま 《 》 ・にしん 《 》 ・ぶり 《 》 ・きびなご 《 》 ・さわら 《 》 ・あじ 《 》 ・まぐろ 《 》 ・かつお 《 》 ・しいら 《 》 ・たい 《 》 ・たら 《 》 ・ほっけ 《 》 ・ししゃも 《 》 ・わかさぎ 《 》 ・太刀魚 《 》 ・カレイ 《 》 ・うなぎ 《 》 ・その他( ) ・鶏肉 《 》 ・豚肉 《 》 ・牛肉 《 》 ・その他( )
10 肉類	・トマト(生・加熱) ・きゅうり(生・加熱) ・なす(生・加熱) ・その他( ) (生・加熱) 《 》
野菜類	・やまいも 《 》 ・さといも 《 》 ・じゃがいも ・その他( ) 《 》
芋類	・大豆(枝豆、黒豆含む) ・小豆 《 》 ・ひんげん豆 《 》
11 豆類	・レンズ豆 《 》 ・ひよこ豆 ・その他( ) 《 》
魚卵	・いくら 《 》 ・たらこ 《 》 ・ししゃも ・その他( ) 《 》
貝類	・あさり 《 》 ・ほたて 《 》 ・牡蠣 《 》 ・その他( ) 《 》
その他	(品名) 《 》 (品名) 《 》

※管理指導表は症状等に変わりが無い場合であっても、配食や管理が必要が間は、少なくとも毎年提出してください。



参考

病型・治療編 「C. 原因食物・除去根拠」について

※厚生労働省発行「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)」より (※P31-32)

■ 除去根拠

食物アレルギーを血液検査だけでなく診断することはできません。実際に起きた症状と食物アレルギー経口負荷試験などの専門的な検査結果を組み合わせて医師が総合的に診断します。したがって、保育所の食物アレルギーの生活管理指導表にはアレルギー検査のデータ等は記載する必要はありません。食物の除去が必要な子どもであっても、その多くは除去品目が数品目以内にとどまります。あまりに除去品目数が多い場合には、不要な除去を行っていない可能性が高いとも考えられます。過度に除去品目数が多いと保育所での食物除去の対応が大変になるだけでなく、成長発達の著しい時期に栄養のバランスが保つこともなるので、そのような場合には「除去根拠」を参考に、保護者やかかりつけ医等とも相談しながら適切な対応を促していくことが必要です。

① 明らかない症状の既往

過去に、原因食物の摂取により明らかないアレルギー症状が起きている場合は、除去根拠としては高い位置付けになります。

特に、鶏卵、牛乳、小麦、大豆などの主な原因食品は年齢を経ることに耐性化(食べられるようになること)ことが知られています。実際に乳幼児早期に発症する子どもの食物アレルギーのうち、鶏卵、牛乳、小麦などについては、かなりの割合の子でも就学前に耐性化すると考えられているので、直近の1～2年以上症状が出ていない場合には、その診断根拠は薄れてきます。耐性化の検証(食物経口負荷試験など)がしばらく行われていなければ、既に食べられるようになっていく可能性も考えられるため、かかりつけ医に相談する必要があります。

② 食物経口負荷試験陽性

食物経口負荷試験は、原因と考えられる食物を試験的に摂取して、それに伴う症状が現れるかどうかをみる試験です。この試験の結果は①に準じるため、診断根拠として高い位置付けになります。ただし、主な原因食物の1年以上前の負荷試験の結果は信頼性が高いとはいえないため、①の場合と同様に再度食べられるかどうか検討する必要があります。

また、アナフィラキシー症状を起こす危険が高い場合や、直近の明らかない症状、血液検査などの結果などによっては負荷試験の実施を省略して診断することもあります。

③ IgE抗体検査結果陽性(血液検査/皮膚テスト)

食物アレルギーの関与する抗原アトピー性皮膚炎ではIgE抗体の悪作だけで除去している場合が多く見られます。また食物経口負荷試験も行えないような状況では、③が診断根拠とならざるを得ません。幼児期に鶏卵や牛乳などに対するIgE抗体価がほぼ高値の場合には、③だけを根拠に診断する場合もありますが、一般例には血液や皮膚の検査結果だけで食物アレルギーを正しく診断することはできません。IgE抗体検査が陽性であっても、実際はその食品を食べられる子どもが多いのも事実です。したがって、生活管理指導表においては抗体検査の結果を記載することは意味が少ないので記載を求めません。多くの食物アレルギーを有する子どもの場合、除去しきれない品目数は数種類にとどまります。このため、年齢が進んでも除去品目数が多く、①や②という根拠なしに③だけが根拠の場合には、保護者と相談し状況を確認することも必要です。

④ 未採取

乳幼児期から幼児期の早期には、低年齢児ではまだ与えないような食物に対しては、診断が確定できず、診断根拠を書けない場合もあります。それらの子どもに対しては母乳食等を進めていく場合、単に食べたことがないものをすべて未採取として記述する必要がなく、アレルギーの関与が疑われる、未採取のものに關して、除去根拠は未採取として記載されます。

※未採取のものが家で食べられるようになった場合や、食物経口負荷試験を行って症状が出ないことが確認されれば採取可能になったのであれば、再度、医師に記載してもらい、保護者からの書面の申請により除去食品の解除を行います。

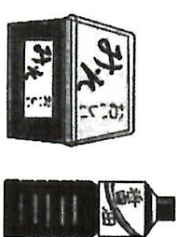
【磐田市園給食の食物アレルギー対応について】

『磐田市未就学児アレルギー対応の手引き』に基づいて対応します。安全性を最優先とし原因食物の完全除去対応(食べられるか食べない)を原則とします。

※ただし下記のような場合は対応可能です。

- ①鶏卵(うすら含む)、野菜類、果実類は加熱・非加熱の別で対応します。
- ②調味料・だし・添加物は完全除去の対象としません。

原因食物	除去する食品の例(調味料、だし、添加物等)	名称、肉だんご 原材料名：鶏卵、セロリ、食塩、砂糖、しょうゆ(食塩を含む)、香辛料(小豆(含む)、酵母エキス、香料(アミノ酸、糖類))
鶏卵	卵焼きカルフラム	
牛乳	乳糖・乳糖酸カルフラム	
小麦	しょうゆ・酢・みそ	
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ	
ゴマ	ゴマ油	
魚類	かつおだし・いわしだし・魚しょうゆ	
肉類	エキス	



肉類の卵  
このように表示がなれば、特に医師の指示がない限り、基本的に除去する必要はありません。

調味料・だし・添加物について対応が必要な場合は当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難な場合は弁当対応を考慮します。

\* 記入上の注意 (次のような場合は対応できません)

①〇〇類の除去  
除去食品が明確でないと安全に対応ができません。具体的な食材の記入をお願いします。

- 《例》×魚類 → Oいわし、さば  
×ナッツ類 → Oアーモンド、くるみ  
×魚卵 → Oいくら、たらこ、ししゃもの卵

②段階除去 全て完全除去で対応します  
食品の量の調整や、調理別での対応はできません  
《例》鶏卵 ×つなぎ程度なら食べられる  
×厚焼き卵 半分  
×錦糸卵は食べるが、マヨネーズ、オムレツは食べない  
×鶏卵は食べないがうすら卵は食べる  
(注：うすら卵は鶏卵と共通の成分を含むため、同等レベルの食品として除去します)

- 【乳】 ×パンは食べるがチーズ、ヨーグルトは食べない  
×乳アレルギーだが飲用牛乳のみ停止したい